

答 申 第 266 号

平成19年10月31日

千葉県教育委員会委員長 伊藤 潔 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成18年12月22日付け〇〇〇〇第209号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第351号

平成18年3月19日付けで異議申立人から提起された、平成18年3月10日付け〇〇〇第220号で行った行政文書部分開示決定及び平成18年3月10日付け〇〇〇〇第221号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は、以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

- (1) 平成18年3月10日付け〇〇〇〇第220号による行政文書部分開示決定通知書に係る処分について、発生日、生徒の行為、指導内容等の開示拒否の撤回を求める。
- (2) 平成18年3月10日付け〇〇〇〇第221号による行政文書不開示決定通知書に係る処分について、過去の事情聴取記録開示拒否の撤回を求める。

2 異議申立ての理由

- (1) 発生日、生徒の行為、指導内容等の3項目は、開示したとしても特定の個人を識別できる情報に該当するとは考えられない。
- (2) 特定の個人を識別できる情報（氏名、学年等）を開示しなければ、それ以外は特定の個人を識別できる情報に該当するとは考えられない。
- (3) 正しい記録であれば率直な発言が妨げられるとは考えられない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、以下のとおりである。

1 行政文書開示請求の内容について

異議申立人は、平成18年2月6日付けで、

- (1) 千葉県立高校の懲戒処分のガイドライン
 - (2) 〇〇〇〇高等学校で過去3年間にあった懲戒処分の記録
- の2件の行政文書開示請求を行った。

実施機関は異議申立人に問い合わせ、(1)については千葉県立〇〇〇〇高等学校の生徒に対する懲戒処分のガイドライン、(2)については千葉県立〇〇〇〇高等学校で過去3年間にあった生徒に対する懲戒処分の記録が行政文書開示請求の内容であることを確認した。

2 開示請求に係る行政文書の特定と決定の内容について

実施機関では、上記(1)の行政文書開示請求について、対象となる行政文書を「本校の特別指導日数」と特定し、平成18年3月10日付け〇〇〇〇第219号で行政文書開示決定を行った。

また、上記(2)の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）については、本件請求の対象となる行政文書（以下、「本件対象文書」という。）を「指導部会議事録」、「臨時職員会議事録」、「特別指導委員会会議事録」及び「事情聴取記録」と特定し、

次のとおり決定した。

(1) 行政文書部分開示決定

指導部会議事録(平成16年度及び17年度分3件)、臨時職員会議議事録(平成16年度及び17年度分7件)及び特別指導委員会議事録(平成16年度及び17年度分5件)については、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)第8条第2号に該当するとの理由により、平成18年3月10日付け〇〇〇〇第220号で行政文書部分開示決定(以下「本件決定1」という。)を行った。

(2) 行政文書不開示決定

事情聴取記録(8件)については、条例第8条第2号及び第6号に該当するとの理由により、また、平成15年度における懲戒処分の記録については、保有していないとの理由により、平成18年3月10日付け〇〇〇〇第221号で行政文書不開示決定(以下「本件決定2」といい、「本件決定1」及び「本件決定2」を併せて「本件決定」という。)を行った。

3 手続の併合について

異議申立人は、本件決定1及び本件決定2のそれぞれに異議申立てを行っているが、同一の行政文書開示請求に対する処分であることから、平成18年12月18日付けで異議申立ての併合を行った。

4 本件決定を行った理由について

(1) 本件決定1について

ア 本件決定1に係る行政文書の内容について

指導部会議事録及び特別指導委員会議事録は、状況説明と処分に係る指導部原案が記載されている。また、臨時職員会議議事録には、懲戒処分についての状況説明、状況についての質問、担任や学年主任からの補足説明、処分原案、校長決裁の結果等が記載されている。

イ 条例第8条第2号の該当性について

本件決定1に係る行政文書に記載されている情報のうち、生徒の氏名、クラス名、発生日、生徒の行為、指導内容等については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第8条第2号に該当するものと判断し、不開示とした。

このうち、クラス名、発生日、生徒の行為、指導内容等については、本件請求が学校名と懲戒処分の時期を明示した請求であることから、学校名等の他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であると判断したものである。

具体的な判断に当たっては、条例第9条により、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除いて部分開示を行った。

なお、本件決定1に係る行政文書は、本号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しない。

(2) 本件決定2について

ア 本件決定2に係る行政文書の内容等について

平成15年度における懲戒処分の記録については、保存期間を経過した行政文書であり、保有していないことから不開示とした。

また、平成16年度及び17年度の懲戒処分の記録のうち、事情聴取記録8件については、懲戒処分となった生徒及び状況を知る生徒からの処分事案に関する聴取記録であり、氏名、クラス名、状況及び生徒の意見で構成されている。

イ 行政文書の不存在について

実施機関における行政文書の分類及び保存期間については、千葉県教育委員会行政文書管理規則（平成13年教育委員会規則第14号。以下「管理規則」という。）第10条第1項別表二（以下「管理規則別表」という。）により、県立学校における行政文書の保存期間の基準が示されている。

生徒の懲戒処分に係る行政文書は、管理規則別表の「行政行為、行政事務一般」中、「許可、証明、認定等の行政処分に関する文書で法律関係が一年を超えないもの。」に該当し、その保存期間は1年である。

このため、本件請求のうち平成15年度における懲戒処分の記録については、行政文書の保存期間を経過したことから廃棄済みであり保有していない。

ウ 条例第8条第2号の該当性について

事情聴取記録8件の記載内容のうち、生徒の氏名、クラス名、状況及び生徒の意見については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第8条第2号に該当するものと判断し、不開示とした。

このうち、クラス名、状況及び生徒の意見については、本件請求が学校名と懲戒処分の時期を明示した請求であることから、学校名等の他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であると判断したものである。

なお、当該事情聴取記録は、本号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しない。

エ 条例第8条第6号の該当性について

事情聴取記録は、上記の指導部会、特別指導委員会及び臨時職員会議のために作成された生徒への事情聴取の記録であり、その内容は、事実確認のため事案に係る当事者の率直な証言や意見を集めたものである。

これらは、当事者本人の発言を聴取者が記録したもの又は当事者本人の自筆による記録であり、当該事情聴取に当たっては、誰がどのような証言を行ったか明らかにしないことを前提としている。

これらの情報を公にすると、被害者をはじめ目撃証言を行う者は常に自己の証言内容を見られることを前提に証言することになり、事実に基づく率直な発言が行われない可能性がある。このため、事実に基づく公正な懲戒処分を行うことに支障を及ぼすため、条例第8条第6号に該当するものと認められる。

以上のことから、平成15年度における懲戒処分の記録については、保有していないため、また、事情聴取記録については、条例第8条第2号及び第6号に該当するため、不開示としたものである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件請求について

本件請求については、実施機関の説明要旨1のとおりである。

なお、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第13条第2項では、懲戒について、退学、停学及び訓告の処分は校長が行うとし、同条第3項で処分を行うことができる場合を規定しているが、本件請求の趣旨は、行政文書開示請求書の記載内容及び実施機関の説明から、当該施行規則に定める懲戒処分の記録の開示を求めたものではなく、校長が、教育的な配慮から特別な指導として行った自宅謹慎等の措置に係る行政文書を「懲戒処分の記録」として、その開示を求めるものと認められる。

2 本件対象文書の特定及び本件決定について

実施機関は、本件対象文書として、指導部会議事録（生徒指導部会議事録を含む。平成16年度及び17年度分3件）（以下「本件文書1」という。）、臨時職員会議事録（平成16年度及び17年度分7件）（以下「本件文書2」という。）、特別指導委員会会議事録（臨時特別指導委員会会議事録を含む。平成16年度及び17年度分5件）（以下「本件文書3」という。）及び事情聴取記録（8件）（以下「本件文書4」という。）を特定し、本件文書1、本件文書2及び本件文書3については本件決定1を行い、本件文書4については本件決定2を行い、また、本件対象文書のうち、平成15年度における懲戒処分の記録については保有していないとして、本件文書4とともに本件決定2を行ったものである。

3 本件決定1について

(1) 本件決定1に係る行政文書について

本件文書1、本件文書2及び本件文書3は、いずれも生徒の懲戒処分に関する記録であり、懲戒処分に該当する事案が発生してから、懲戒処分が決定するまでの詳細な情報が記録されている。

その記載事項等は、おおむね以下のとおりである。

ア 本件文書1及び本件文書3について

これらの文書については様式等の定めもなく、形式や記載内容が記録者や案件によって様々であるが、懲戒処分に係る生徒の行為についての状況説明と処分の原案等が記載されている。

その記載事項は、会議名（指導部会、特別指導委員会等）、会議の開催年月日、記録者名、クラス名（学年等を含む。）、生徒の氏名、行為の発生日（月日等）、生徒の行為（行為、場所、現在の心身状況、現場の略図、行為についての調査状況、行為の原因、行為についての生徒又は保護者の意見等）、指導内容（自宅謹慎の日数、指導の起算日等）等である。

イ 本件文書2について

本件文書2は、ほとんど同じ様式を使用しており、記載形式もほぼ同一で、決裁欄（押印されている。）、発言者欄（発言者をアルファベットで記載している。）及び審議事項欄から構成されている。

また、審議事項欄には、会議名（臨時職員会議等）、開催年月日、開催時間、場所が記載された後、審議事項が、1 該当生徒、2 状況説明、3 状況についての質問、4 担任・学年主任からの補足説明、5 指導原案、6 原案に対する意見、7 校長決裁の見出しごとに記載されている。

審議事項に係る記載事項は、クラス名（学年等を含む。）、生徒の氏名、行為の発生日（月日）、生徒の行為（行為、場所、現在の心身状況、行為についての調査状況、行為についての生徒の意見等）、指導内容（自宅謹慎の日数、指導の起算日、申し渡し日等）等である。

(2) 条例第8条第2号該当性について

ア 基本的な考え方

条例第3条では、「県民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定し、条例が原則開示を基本理念としつつも、個人に関する情報については、最大限に保護されるべきものであることを明示している。

そして、条例第8条第2号では、原則として特定の個人を識別できる情報を不開示情報として規定した上、条例第9条第2項では、特定の個人を識別できる情報であっても、個人を識別できることとなる記述等を除くことによって、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、開示しなければならないと規定している。

これらの規定の適用に当たっては、原則開示の基本理念と個人のプライバシー保護の観点の両面から、適正な判断が求められるものである。

イ 具体的な判断

実施機関は、本件文書1、本件文書2及び本件文書3に記載された情報のうち、生徒の氏名、クラス名、発生日、生徒の行為、指導内容等を条例第8条第2号の不開示情報に該当するとして不開示としたと説明する。

これに対し、異議申立人は、実施機関が不開示とした情報のうち、発生日、生徒の行為、指導内容等について開示を求めていると認められることから、当審査会では、発生日、生徒の行為、指導内容等（以下「本件不開示部分」という。）について、条例第8条第2号該当性を検討する。

本件文書1、本件文書2及び本件文書3は、いずれも生徒の懲戒処分に関する記録であり、処分に該当する事案が発生してから処分が決定するまでの詳細な情報が、処分を受けた生徒の氏名等とともに記載されている。したがって、これらの文書に記載された情報のうち、生徒の懲戒処分に係る記載部分は、条例第8条第2号に規定する個人に関する情報であると認められる。

また、本件請求は、学校名と懲戒処分の時期を指定した請求であり、かつ、これらの文書に記載されている、懲戒処分に係る会議の開催年月日等が開示されて

いることから、本件不開示部分を開示すると、当該生徒の同級生や知人等、一定の範囲の者には当該生徒を特定することが可能となるものと認められる。

さらに、同級生等一定範囲の関係者には、当該生徒が誰であるか、既に明らかになっている可能性も高いと考えられるが、本件不開示部分を開示することにより、これらの関係者が当該生徒の行為や処分の詳細を確知することになるとともに、一層広範囲の同級生や知人等が新たに当該生徒を特定できることとなる上、当該生徒の行為や処分の詳細を知るおそれが生ずる。

加えて、本件不開示部分は、当該生徒の名誉や資質に係る機微な情報であることから、一般的に同級生や知人等を含め、他人に知られたくないと望むことが正当と認められる情報であって、特定個人を識別することができる情報を除いたとしても、公にすることにより、当該生徒の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、本件不開示部分は、特定個人を識別することができるとまでは言えないとしても、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第8条第2号に該当すると認められる。

なお、本件不開示部分は、条例第8条第2号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないと認められる。

4 本件決定2について

(1) 本件決定2に係る行政文書について

本件文書4は、指導部会、特別指導委員会及び臨時職員会議等において生徒の懲戒処分を検討又は決定する際の判断材料とするために作成されたものであり、懲戒処分の原因となった事実関係について、担任の教師等が、懲戒処分となった生徒及び状況を知る生徒等から事情聴取した記録である。

本件文書4については様式等の定めもなく、形式や記載内容が記録者や案件によって様々であり、懲戒処分となった生徒本人の自筆による記録も含まれていることが認められる。

その記載事項は、生徒の氏名、クラス名、生徒の所属部活名や役職名、教師の氏名、懲戒処分となった生徒等の行為やその原因等の詳細、行為の発生日、生徒の意見や心情等である。

(2) 条例第8条第2号該当性について

実施機関は、本件文書4に記載された情報すべてが条例第8条第2号の不開示情報に該当するとして不開示としたと説明するので、以下検討する。

ア 本件文書4は、生徒の懲戒処分に関する記録であり、担任の教師等が、懲戒処分となった生徒等から事情聴取した詳細な事実関係等を当該生徒の氏名等とともに記述したもの、又は、生徒本人が事実関係等を詳細に記述したものであることから、全体として条例第8条第2号に規定する当該生徒個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により、特定個人を識別することができるものに該当すると認められる。

なお、本件文書4は、条例第8条第2号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも

該当しないと認められる。

イ 次に、条例第9条第2号による部分開示について検討すると、本件文書4に記載された情報のうち、生徒の氏名は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、不開示が相当である。

ウ また、その余の情報については、本件請求が、学校名と懲戒処分の日を指定した請求であり、かつ、本件決定2に係る行政文書不開示決定通知書に記載された行政文書の件名によって、事情聴取日が明らかにされていることから、開示すると、当該生徒の同級生や知人等、一定の範囲の者には当該生徒を特定することが可能となるものと認められる。

さらに、同級生等一定範囲の関係者には、当該生徒が誰であるか、既に明らかになっている可能性も高いと考えられることから、開示すると、これらの関係者が当該生徒の行為の詳細や意見、心情等を知ることになるとともに、一層広範囲の同級生や知人等が新たに当該生徒を特定できることとなる上、当該生徒の行為の詳細や意見、心情等を知ることおそれが生ずる。

加えて、これらの情報は、当該生徒の名誉や資質、心情等に係る機微な情報であると思われることから、一般的に同級生や知人等を含め、他人に知られたくないと望むことが正当と認められる情報であって、特定個人を識別することができる情報を除いたとしても、公にすることにより、当該生徒の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、これらの情報は、特定個人を識別することができるもまでは言えないとしても、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある情報であって、本号本文に該当し、部分開示すべき情報とは認められない。

(3) 条例第8条第6号該当性について

実施機関は、本件文書4に記載された情報すべてが条例第8条第6号に該当すると説明するが、上記で述べたとおり、当該情報はすべて条例第8条第2号に該当すると認められることから、本号該当性については判断しない。

(4) 行政文書の存否について

実施機関は、本件対象文書のうち、平成15年度における懲戒処分の記録については保有していないため本件決定2を行ったと説明する。

これに対し、異議申立人は、過去の事情聴取記録開示拒否の撤回を求める旨主張していることから、当審査会では本件対象文書のうち、本件文書4以外の事情聴取記録等の存否について、以下検討する。

ア 実施機関の説明によると、県立学校における行政文書の保存期間については、管理規則別表に基準が示されており、生徒への事情聴取記録は、管理規則別表の「行政行為、行政事務一般」中、「許可、証明、認定等の行政処分に関する文書で法律関係が一年を超えないもの」に該当すると判断したとのことである。

そして、その保存期間は1年であるから、平成15年度の事情聴取記録は保存期間を経過しており、廃棄済みで保有していないと説明する。

当審査会で確認したところ、県立学校における行政文書の取扱いは、県立学校行

政文書規程（昭和62年教育委員会訓令第2号）で定められている。このうち、行政文書の保存期間に関しては、管理規則別表に定める基準に従い、「長期、10年、5年、3年、2年及び1年の種別によるもの」とされ、「許可、証明、認定等の行政処分に関する文書で法律関係が1年を超えないもの」は1年保存に区分されている。

ところで、行政文書の廃棄については、管理規則で、保存期間を経過した行政文書は廃棄すると定めているものの、管理規則及び平成17年6月21日付け教育委員会訓令第9号による改正前の県立学校行政文書規程には、行政文書の廃棄記録に関する規定がないことから、廃棄したことを証明するものはない。

したがって、実施機関が、生徒への事情聴取記録を、「許可、証明、認定等の行政処分に関する文書で法律関係が一年を超えないもの」に該当すると判断したことの是非は別としても、平成15年度の事情聴取記録に関して、廃棄済みであって保有していないとする説明に特段不合理な点はなく、平成15年度の事情聴取記録は存在しないものと認められる。

イ 次に、平成15年度の事情聴取記録以外の事情聴取記録等について、存否を検討する。

(ア) 実施機関の説明によれば、生徒に対する懲戒処分の事案が発生した場合、最初に、当該生徒及び状況を知る生徒等から事情聴取を行い、その後、指導部会又は特別指導委員会、及び臨時職員会議を開催して処分を検討し、決定するとのことである。

ところで、本件決定において特定した行政文書を見分すると、第3回指導部会議事録（平成16年4月20日付け）及び臨時職員会議議事録（平成16年4月21日付け）、第13回生徒指導部会議事録（平成17年2月8日付け）及び臨時職員会議議事録（平成17年2月9日付け）、特別指導委員会議事録（平成17年5月17日付け）及び臨時職員会議議事録（平成17年5月18日付け）については、関連する事情聴取記録が特定されていない。

実施機関に確認したところ、事情聴取を実施したと思われるものの、記録として残っていないことから、これらの事情聴取記録は廃棄したものと推察されるとの説明があった。

また、その理由については、当時、事情聴取記録の作成、保存等について、実施機関内での徹底が十分でなかったため、一部、行政文書ではなく担当者のメモとして取り扱われ、目的が達成された時点で廃棄されたと考えられるとのことであった。

(イ) さらに、第13回生徒指導部会議事録（平成17年2月8日付け）及び臨時職員会議議事録（平成17年2月9日付け）、特別指導委員会議事録（平成17年5月17日付け）及び臨時職員会議議事録（平成17年5月18日付け）を見分すると、その記載内容から、生徒の懲戒処分の検討及び決定に当たって、過去の懲戒処分の有無等も参考にしていることが認められることから、当審査会では、本件文書4以外に、過去の懲戒処分に係る事情聴取の記録メモ等が存在し、当該生徒の懲戒処分の判断材料とされたならば、本件対象文書として特定するべきであると判断し、その有無についても、実施機関に確認を求めた。

実施機関の説明によれば、当該生徒の過去の事情聴取記録については、上記アで

説明したとおり保存期間の1年を経過しているため廃棄済みであって、行政文書としては存在しないものであるが、当時の担任等がメモとして残していることも考えられることから、執務室等を探索したが、存在は確認できなかったとのことであった。

(ウ) そうであるとすると、他にこれらの事情聴取記録等が存在するような事情も見当たらないことから、実施機関における行政文書の取扱いが一部不適正であったものの、本件対象文書のうち、本件文書4以外の事情聴取記録等については、存在しないとする実施機関の説明は不合理とまでは言えない。

なお、念のため、実施機関に対して、再度、過去の事情聴取記録等について、保有しているかどうか確認したが、存在を認めることはできなかった。

ウ 以上のことから、本件対象文書のうち、本件文書4以外の事情聴取記録等は存在しないものと認めざるを得ない。

5 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件決定は妥当である。

第5 附言

実施機関における行政文書の取扱いについては、管理規則及び県立学校行政文書規程に基づき、作成、保存及び廃棄等の処理が行われるものであるところ、上記のとおり事情聴取記録の一部に関し、担当者のメモとして取り扱われ、保存期間経過前にもかかわらず廃棄されたと思われるものがあった。

事情聴取記録は、生徒の懲戒処分判断の基礎資料とされる行政文書であることから、実施機関には、適正な行政文書の取扱いについての徹底を求めるとともに、事情聴取記録を含め、懲戒処分に係る行政文書の保存期間についても、今後、再検討することを望むものである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
18. 12. 22	諮問書の受理
19. 2. 9	実施機関の理由説明書の受理
19. 7. 27	審議 実施機関から不開示理由の聴取
19. 9. 21	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成19年9月21日現在)